

令和2年度主要事業実施方針

1 事業資金の収入

(1) 宝くじの収益金に係る交付金

ア サマージャンボ宝くじの収益金に係る交付金

サマージャンボ宝くじの収益金に係る神奈川県からの交付金収入額を、次のとおり見込む。

令和2年度予算見込額	845,919千円
令和元年度実績額	853,942千円
差 額	△8,023千円 (対比 △0.939%)

イ ハロウィンジャンボ宝くじの収益金に係る交付金

ハロウィンジャンボ宝くじの収益金に係る神奈川県からの交付金収入額を、次のとおり見込む。

令和2年度予算見積額	390,679千円
令和元年度交付概算額	425,560千円
差 額	△34,881千円 (対比 △8.196%)

(2) 長期貸付償還に係る収入

市町村の起債事業の資金融資における償還返還元利金収入を次のとおり見込む。

(単位：千円)

	償還元金	償還利息	合 計
令和2年度 (見込み)	4,777,666	249,962	5,027,628
令和元年度 (見込み)	4,639,132	286,230	4,925,362
差 額	138,534	△ 36,268	102,266

2 貸付事業

(1) 長期貸付

宝くじ交付金基金による市町村への長期貸付事業については、次のとおりとする。

ア 貸付金予算額

令和2年度における宝くじ交付金基金による市町村への貸付金の総額は、令和元年度と同様の50億円とする。

ただし、サマージャンボ宝くじの売り上げが予算を上回るなど、宝くじ交付金基金の残高の状況により増額することとする。

イ 貸付最低保障枠

1 市町村当たりの貸付最低保障枠については、市にあつては2億円、町村にあつては1億円とする。

ウ 貸付対象事業

貸付の対象事業は、地方財政法第32条に規定する事業で、かつ、地方債計画において一般会計債に区分される事業のうち、神奈川県知事に地方債の届け出をしたもの、同意がなされたもの及び許可を得たものとする。

エ 貸付利率

長期貸付事業に係る貸付利率は、財政融資資金の利率を参考に理事長が定める。

- ① 財政融資資金の貸付利率（基準利率）に0.7を乗じて得た率とする。ただし、その率が0.01%を下回るときは、0.01%とする。
- ② 小数点以下の設定は、貸付区分ごとに基準利率の取り扱いと同様に第1位又は第2位までとする。
- ③ 小数点以下第2位又は第3位の端数処理は、「四捨五入」とする。

オ 貸付条件の選択制

長期貸付事業における償還方法及び据置期間を次のとおり選択制とする。

条件項目	選択の内容
償還方法	半年賦元利均等償還・半年賦元金均等償還から選択
据置期間	0年・1年・2年・3年から選択

カ 貸付日

令和2年度の起債事業にかかる貸付日については、令和3年3月24日（水）及び同年5月24日（月）の2回とする。（令和3年度に繰り越すこととなった部分にあつては、令和3年度中の毎月24日）

（2） 短期貸付

宝くじ交付金基金等を活用して、大規模な自然災害の発生時において、市町村が緊急に対策を講じるための事業への一時借入れ及び理事長が特に認めた事業に対しての一時借入れを対象に、年度内一括償還の方法で資金を貸し付ける。

3 市町村交付金

新市町村振興宝くじ（ハロウィンジャンボ宝くじ）の収益金に係る神奈川県からの交付金を市町村へ配分する。

令和2年度配分見込額	390,679千円
令和元年度配分見込額	425,560千円
差 額	△34,881千円（対比 △8.196％）

4 市町村振興助成事業

（1） 市町村共同事業助成事業

複数の市町村が共同して広域的政策課題の解決を図るために新たな事業を実施する際に支援する。

1 市町村当たりの助成限度額	300万円
助 成 申 請 期 限	令和元年12月末日まで
助 成 期 間 等	事業開始年度から連続した5年度の間 助成額は、事業開始年度から3年度の間にあつては、助成対象事業費の範囲内とし4年度から5年度の間にあつては、助成対象事業費の2分の1の範囲内とする。

（2） 市町村法制事務支援事業

当該事業は、平成28年度をもって新規の助成は中止している。

ただし、平成28年度に助成を受けている市町村は、助成の対象となった同一の事業については、従前どおりに取り扱う。

（3） 宝くじ広報掲載料交付事業

市町村振興宝くじの収益金は、市町村の財源となることから全市町村において積極的な広報に取り組んでいただくため、市町村振興宝くじ（サマージャンボ宝くじ及びハロウィンジャンボ宝くじ）の販売促進のための広報を市町村が発行する広報紙に掲載した場合に、各宝くじとも1掲載までを助成の対象とし、1掲載につき8万円を助成する。

なお、助成の対象となる広報媒体については、市町村が発行する広報紙または市町村のホームページ内のバナーによる掲載のいずれかを助成の対象とする。

（4） 消防広域応援助成事業

神奈川県内で発生した災害において市町村の区域を越えて行われた救助活動等に係る経費を300万円を限度に助成する。

5 市町村研修事業

研修事業のあり方を踏まえ研修講座について別途検討を行うため、令和２年度の研修事業については、原則として令和元年度研修事業と同様とし、研修負担金については今年度と同様とする。

6 神奈川自治会館の運営

- (１) 神奈川自治会館の施設賃貸事業を安定的に実施するため、必要により修繕工事を行う。
- (２) 災害時に対応するための備蓄物資の更新を行う。